

大阪労働局第13次労働災害防止推進計画

はじめに

国の労働災害防止計画は、戦後の高度成長期における産業災害や職業性疾病の急増を踏まえ、1958年に第1次の計画が策定され、その後、社会経済の情勢や技術革新、働き方の変化等に対応しながら、これまでに12次にわたり策定されてきた。

この間、産業災害や職業性疾病の防止に取り組む行政機関、事業者、労働者等の関係者に対し、安全衛生活動を推進する際の実施事項や目標等を示して取組を促進することにより、我が国の労働現場における安全衛生の水準は大幅に改善した。

しかしながら、大阪の近年の状況を見ると、死亡災害の減少傾向は鈍化し、底打ち感も見られる。死傷災害に至っては、第三次産業への雇用者数の移動や労働人口の高齢化もあって、かつてのような減少は望めず、むしろ増加傾向にあると言える。

また、過労死やメンタルヘルス不調が社会問題としてクローズアップされる中で、働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）を踏まえ、過労死研究の推進とその成果を活用しつつ、労働者の健康確保対策やメンタルヘルス対策等に取り組むことが必要になっているほか、治療と仕事の両立等への取組を推進することも求められている。このほか、胆管がんや膀胱がんといった化学物質による重篤な健康障害の防止や、今後増加が見込まれる石綿使用建築物の解体等工事への対策強化も必要となっている。

このような状況を踏まえ、労働災害を少しでも減らし、安心して働くことができる職場の実現に向け、2018年度を初年度として、5年間にわたり国が取り組む事項を定めた「労働災害防止計画」を踏まえて、大阪労働局が重点的に推進する事項を新たな「大阪労働局第13次労働災害防止推進計画」としてここに定める。

1 計画のねらい

(1) 計画が目指す社会

働く方々の一人ひとりがかげがえのない存在であり、それぞれの事業場において、一人の被災者も出さないという基本理念の下、働く方々の一人ひとりが、より良い将来の展望を持ち得るような社会としていくためには、日々の仕事が安全で健康的なものとなるよう、不断の努力が必要である。

また、一人ひとりの意思や能力、そして置かれた個々の事情に応じた、多様で柔軟な働き方を選択する社会への移行が進んで行く中で、従来からある単線型のキャ

リアパスを前提とするだけでなく、正規・非正規といった雇用形態の違い、副業、兼業、個人請負といった働き方においても、安全や健康が確保されなければならない。

さらに、就業構造の変化等に対応した、高齢者、非正規雇用労働者、外国人労働者、障害を抱えた労働者の安全と健康の確保を当然のこととして受け入れていく社会を実現しなければならない。

(2) 計画期間

2018年度から2022年度までの5か年を計画期間とする。

(3) 計画の目標

大阪労働局、事業者、労働者等の関係者が一体となって、以下の目標を計画期間中に達成することを目指す。

- ① 死亡災害については、ひとたび発生すれば取り返しがつかない災害であることを踏まえ、2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。
- ② 死傷災害（休業4日以上。以下同じ。）については、増加が著しい業種、事故の型に着目した対策を講じることにより、2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる。
- ③ ①②は全業種としての目標とし、業種別の目標は以下のとおりとする。
 - ・ 建設業、製造業については、死亡災害を2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。
 - ・ 陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設、飲食店については、死傷災害を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。
- ④ 上記以外の目標については、下記のとおりとする。
 - ・ ストレスチェックに取り組んでいる、労働者数50人以上の事業場の割合を90%以上（83.9%：2016）とする。
 - ・ ストレスチェック結果に基づき集団分析を実施した事業場の割合を85%以上（80.6%：2016）とする。
 - ・ 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（以下「GHS」という。）による分類の結果、危険有害性を有するとされる化学物質のうち、義務化されていない化学物質について、ラベル表示と安全データシート（SDS）の交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合を80%以上とする（ラベル表示74.0%、SDS交付70.9%：5か年計画の結果）。

- ・ 保健衛生業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷災害を 2017 年と比較して、2022 年までに死傷年千人率で 5 %以上減少させる。
- ・ 職場での熱中症による死傷災害を 2013 年から 2017 年の 5 年間と比較して、2018 年から 2022 年までの 5 年間で 20%以上減少させる。

(4) 計画の評価と見直し

計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認、評価を行い、必要に応じ計画を見直す。

計画の評価に当たっては、単に死傷者の数や目標に掲げた指標の増減のみならず、その背景や影響を及ぼしたと考えられる指標、社会・経済情勢の変化も含めて分析を行う。

2 安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性

(1) 死亡災害の発生状況と対策の方向性

大阪府内における死亡災害は、昭和 30 年代後半には年間 500 人以上もの尊い命が失われていたが、近年は年間 50 人前後と大きく改善している。

しかしながら、平成 10 年以降の 20 年間の死亡災害の発生状況を、労働災害防止計画の 5 年ごとに平均して見ると、重点業種として取り組んできた製造業は半数近くまで減少してきているものの全産業に占める割合は未だ 20%を超えており、また、「はさまれ・巻き込まれ災害」の占める割合は 3 分の 1 と、第 9 次労働災害防止計画（以下「9 次防」という。）時点とまったく変わっていない。同じく重点業種として取り組んだ建設業は 50%以上減少しているものの、全産業に占める割合は依然として 4 分の 1 を超えており、また、「墜落・転落災害」の占める割合は 9 次防時点で 48%であったものが、60%超まで高まっている状況にある。このため、製造業及び建設業については、引き続き重点業種として取り組むことが必要である（表 1～3）。

これらの背景として、社会経済環境の変化により、様々な問題が顕在化してきていることが挙げられる。具体的には、合理化や世代交代による作業に習熟したベテラン作業員の不足、経営効率化のための業務アウトソーシングの進展による製造現場に十分習熟しない協力企業の増加、生産設備の自動化やシステム化の進行による設計思想等を十分に理解した作業員の減少、装置産業における主要設備の高経年化に伴う経年劣化の進展などが課題となっている。

【表1】災防計画期間ごとの業種別死亡災害の推移(9次防～12次防)

	9次防 H10-H14 (期間年平均)	10次防 H15-H19 (期間年平均)	11次防 H20-H24 (期間年平均)	12次防 H25-H29 (期間年平均)	(参考)強度率 (平成28年全国)
製造業 (9次防からの増減率(%))	20.2 -	18.8 -6.9%	13.6 -32.7%	11.5 -43.1%	0.10
建設業 (9次防からの増減率(%))	30.6 -	30.8 0.7%	20.4 -33.3%	14.8 -51.8%	0.31 (総合工事業を除く)
陸上貨物運送事業 (9次防からの増減率(%))	18.0 -	15.6 -13.3%	8.4 -53.3%	8.5 -52.8%	0.33 (道路貨物運送業)
上記以外の業種 (9次防からの増減率(%))	26.2 -	31.6 20.6%	22.0 -16.0%	20.0 -23.7%	-
業種合計 (9次防からの増減率(%))	95.0 -	96.8 1.9%	64.4 -32.2%	54.8 -42.4%	0.11

※12次防の期間平均は、平成25年～平成28年の平均である。

※強度率は平成27年労働災害動向調査(事業場規模30人以上・全国)。

【表2】製造業における事故の型別死亡災害の推移

	9次防 H10-H14 (期間年平均)	10次防 H15-H19 (期間年平均)	11次防 H20-H24 (期間年平均)	12次防 H25-H29 (期間年平均)
はさまれ・巻き込まれ (9次防からの増減率(%))	6.6 -	6.0 -9.1%	3.4 -48.5%	3.8 -43.2%
製造業計 (9次防からの増減率(%))	20.2 -	18.8 -6.9%	13.6 -32.7%	11.5 -43.1%

※12次防の期間平均は、平成25年～平成28年の平均である。

【表3】建設業における事故の型別死亡災害の推移

	9次防 H10-H14 (期間年平均)	10次防 H15-H19 (期間年平均)	11次防 H20-H24 (期間年平均)	12次防 H25-H29 (期間年平均)
墜落・転落 (9次防からの増減率(%))	14.8 -	14.2 -4.1%	10.8 -27.0%	9.3 -37.5%
建設業計 (9次防からの増減率(%))	30.6 -	30.8 0.7%	20.4 -33.3%	14.8 -51.8%

※12次防の期間平均は、平成25年～平成28年の平均である。

(2) 死傷災害の発生状況と対策の方向性

死傷災害については、9次防以降の20年間で24%の減少となっている。業種別に見ると、製造業、建設業においては、9次防期間の約半数となり、減少率は全業種平均を大幅に上回っている。その一方で、第三次産業の各業種については、労働

者数の増加を考慮したとしても増加が著しい状況にある。(表4)

また、事故の型別に見ると、製造業や建設業に多い、「墜落・転落」、「はさまれ・巻き込まれ」等については、減少幅が全業種平均を大きく上回る一方で、「転倒」については着実に増加している。(表5)

増加の著しい第三次産業について、第12次労働災害防止計画(以下「12次防」という。)期間中、小売業や社会福祉施設においては、「転倒」や「動作の反動・無理な動作」が多く、被災者の年齢も過半数は50歳以上である。飲食店については、「転倒」に加え、調理中の「切れ・こすれ」、「高温・低温の物との接触」が多く、年齢別には30歳未満が45%を占めている一方、50歳以上は26%となっている。(図1、2)

社会福祉施設等における転倒災害の増加要因は、働き盛り世代の確保が難しく高年齢な労働者が参入しやすいため、高年齢労働者の数や割合が増加していることと関連していると考えられる。また、第三次産業全体としては、多店舗展開の小売業のように事業場が分散している業種が多く、個々の事業場に与えられる権限や予算も十分でないため、事業場ごとの安全衛生管理の仕組みが期待される役割を果たせていない場合があると考えられる。そのほか、第三次産業の多くの業種については、危険性の高い機械や化学物質等を使用していないことから、事業者はもとより、労働者においても危険に対する認識が不十分であり、労働災害の防止対策を積極的に講じる意識が希薄となることも災害が減少しない要因と考えられる。

さらに、腰痛については、減少傾向にあるものの社会福祉施設をはじめとする保健衛生業においては、増加傾向にあり、全業種の約3割を占める状況となっている。

こうしたことを踏まえると、年齢階層が高年齢に移行していることや就業構造の変化への対応等も考慮するとともに、管理者及び各級に応じた教育の充実が必要であり、働き方の多様化にも対応した対策を推進していくことが必要な状況にある。

【表4】災防計画期間ごとの業種別死傷災害の推移(9次防～12次防)

	9次防 H10-H14 (期間年平均)	10次防 H15-H19 (期間年平均)	11次防 H20-H24 (期間年平均)	12次防 H25-H29 (期間年平均)	(参考)年千人率 (平成28年)
製造業 (9次防からの増減率(%))	3,451 -	2,936 -14.9%	2,234 -35.3%	1,868 -45.9%	2.93
建設業 (9次防からの増減率(%))	1,678 -	1,317 -21.5%	952 -43.3%	764 -54.5%	3.76
陸上貨物運送事業 (9次防からの増減率(%))	1,564 -	1,480 -5.4%	1,249 -20.1%	1,169 -25.3%	8.43
小売業 (9次防からの増減率(%))	745 -	841 13.0%	790 6.1%	836 12.3%	1.54
社会福祉施設 (9次防からの増減率(%))	152 -	294 94.3%	418 176.0%	529 249.2%	2.39
飲食店 (9次防からの増減率(%))	279 -	325 16.8%	346 24.3%	402 44.3%	1.60
業種合計 (9次防からの増減率(%))	10,627 -	10,122 -4.7%	8,676 -18.4%	8,080 -24.0%	1.96

※9次防の期間平均は、平成11年～平成14年の平均である。
 ※12次防の期間平均は、平成25年～平成28年の平均である。

※年千人率は、平成26年総務省 経済センサス基礎調査の労働者数に、総務省労働力調査による伸び率を乗じている。

※陸上貨物運送事業のセンサスは、4-3と5号(港湾荷役を含む)の合計である。

【表5】災防計画期間ごとの事故の型別死傷災害の推移(9次防～12次防)

	9次防 H10-H14 (期間年平均)	10次防 H15-H19 (期間年平均)	11次防 H20-H24 (期間年平均)	12次防 H25-H29 (期間年平均)
墜落・転落 (9次防からの増減率(%))	1,854 -	1,743 -6.0%	1,401 -24.4%	1,273 -31.3%
はさまれ・巻き込まれ (9次防からの増減率(%))	2,001 -	1,692 -15.4%	1,308 -34.6%	1,122 -43.9%
転倒 (9次防からの増減率(%))	1,591 -	1,678 5.5%	1,694 6.5%	1,773 11.5%
動作の反動・無理な動作 (9次防からの増減率(%))	1,224 -	1,298 6.1%	1,165 -4.8%	1,074 -12.3%
業種合計 (9次防からの増減率(%))	10,627 -	10,122 -4.7%	8,676 -18.4%	8,080 -24.0%

※9次防の期間平均は、平成11年～平成14年の平均である。

※12次防の期間平均は、平成25年～平成28年の平均である。

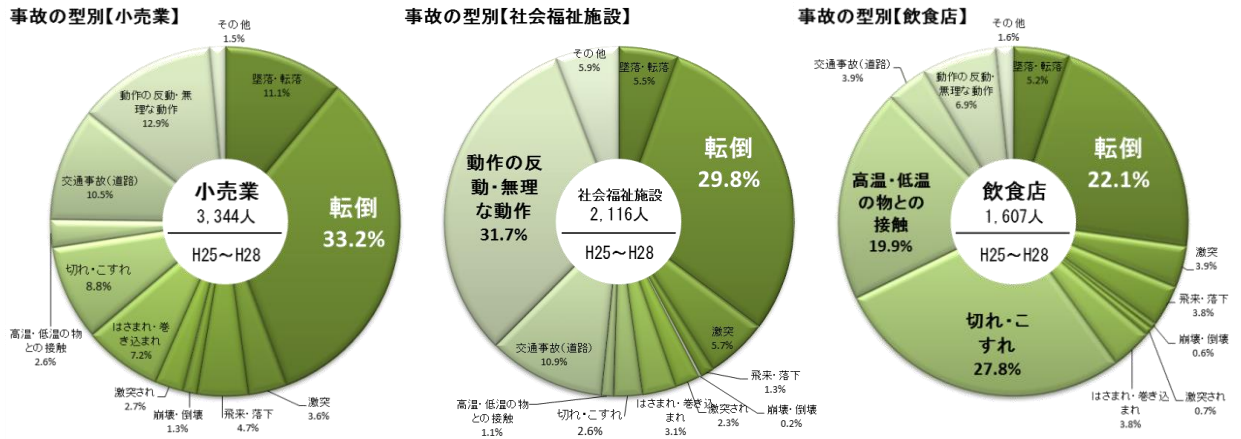
【表6】災防計画期間ごとの腰痛発生状況の推移(9次防～12次防)

	9次防 H10～H14 (期間年平均)	10次防 H15～H19 (期間年平均)	11次防 H20～H24 (期間年平均)	12次防 H25～H29 (期間年平均)	(参考)年千人率 (平成28年)
保健衛生業(腰痛) (9次防からの増減率(%))	56 -	77 36.5%	113 100.5%	91 60.9%	0.18
陸上貨物運送事業(腰痛) (9次防からの増減率(%))	156 -	123 -21.2%	95 -39.1%	67 -57.4%	0.60
腰痛 (9次防からの増減率(%))	606 -	553 -8.7%	466 -23.1%	326 -46.2%	0.09

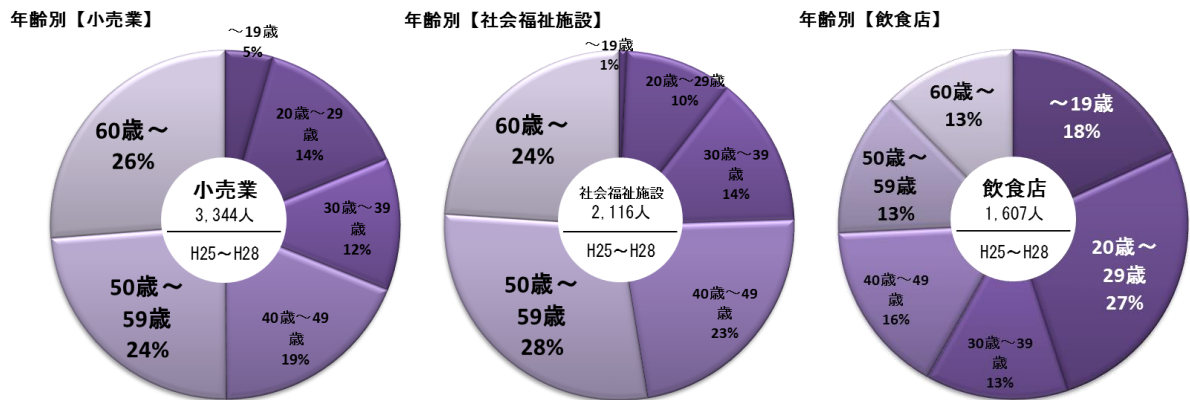
※出所:定型統計「業種別傷病分類別業務上疾病発生状況」
 ※9次防の期間平均は、平成11年～平成14年の平均である。
 ※12次防の期間平均は、平成25年～平成28年の平均である。

※年千人率は、平成26年総務省 経済センサス基礎調査の労働者数に、総務省労働力調査による伸び率を乗じている。
 ※陸上貨物運送事業のセンサスは、4-3と5号(港湾荷役を含む)の合計である。

【図1】事故の型別 死傷災害の割合 [平成25年～平成28年の計]



【図2】年齢別 死傷災害の割合 [平成25年～平成28年の計]



(3) 労働者の健康確保をめぐる動向と対策の方向性

現在の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者は、依

然として半数を超えている。

また、過重労働等によって労働者の尊い命や健康が損なわれ、深刻な社会問題となっている。過労死等で労災認定された件数は、近年 60 人前後で推移しており、そのうち 2 割前後の方が死亡又は自殺（未遂を含む。）に至っている（表 7）。

【表7】脳・心臓疾患及び精神障害による支給決定件数の推移

		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
脳・心臓疾患	支給決定件数	36	31	24	20	25
	うち死亡件数	9	16	8	3	10
精神障害	支給決定件数	36	44	40	39	36
	うち自殺件数	3	6	7	4	5
支給決定件数合計		72	75	64	59	61
うち死亡・自殺件数		12	22	15	7	15

※自殺は、未遂を含む。

過労死等を未然に防止するためには、長時間労働の抑制対策に加えて、メンタルヘルス対策の推進が重要である。2015年12月には、メンタルヘルス不調を未然に防止することを主な目的としたストレスチェック制度が施行され、労働者のメンタルヘルス対策は新たな一歩を踏み出している。

ストレスチェック制度においては、労働者一人ひとりのストレスを把握して自身の気づきを促すとともに、その結果を集団ごとに分析して職場環境の改善に活用することが肝要であるが、集団分析を実施した事業場は、約8割にとどまっており、さらに集団分析結果を活用した職場環境の改善に取り組む事業場は、約1割と低調である。

また、ストレスチェックの結果、面接指導が必要とされた労働者であるにもかかわらず面接指導を受けた労働者はごく少数となっている。

こうした状況を踏まえると、ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善の取組や、労働者が安心してメンタルヘルス等の相談を受けられる環境整備を促進するとともに、過労死等の実態把握や調査研究による実態究明を進めつつ、得られた知見に基づき対策を推進していくことが必要である。

（4）疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立を巡る状況と対策の方向性

脳・心臓疾患につながるリスクのある血圧や血糖、脂質等の結果を含めた労働安

全衛生法に基づく一般健康診断における結果の有所見率は5割を超え、疾病のリスクを抱える労働者は増える傾向にある。

健康診断の結果に異常の所見がある労働者については、医師からの意見を聴取し、就業上の措置、いわゆる事後措置等の的確な実施等を通じて、脳・心臓疾患を未然に防止する必要がある。

また、これらの疾病の有病率は、年齢が上がるほど高くなり、労働人口の高齢化が進んでいる中で、職場においては、疾病を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応が必要となる場面が増えることが予想される。

その一方で、職場での対応は、個々の労働者の状況に応じて進めなければならず、支援の方法や医療機関等との連携について悩む事業者も少なくないと思われる。

こうした状況を踏まえると、まずは、健康診断結果に基づく事後措置等の実施を徹底するとともに、労働者の治療と職業生活の両立支援に取り組む企業に対する支援等を推進することが必要である。

(5) 化学物質等による健康障害の現状と対策の方向性

産業現場で使用される化学物質は約70,000種類に及び、毎年1,000物質程度の新規化学物質の届出がなされている。これら膨大な種類の化学物質のうち、特定化学物質障害予防規則等の特別規則の対象となっている物質を含め、ラベル表示、リスクアセスメント等の実施が義務づけられているものは663物質であるが、その他多くの化学物質については、対策の基本となる危険性や有害性等の情報の通知さえ十分行われているとはいえない状況にある。

なお、2013年の自主点検の結果、把握した化学物質製造者等の内、ラベル表示義務のある化学物質を取り扱っている事業場及びSDS交付義務のある化学物質を取り扱っている事業場では、ほぼ全ての事業場でラベル表示やSDSの交付は実施されていた。しかし、ラベル表示やSDS交付が努力義務であるその他の化学物質については、実施している事業場が約7割強という状況にある。

欧米諸国においては、GHSに定められた分類手法に基づき、化学物質の製造又は輸入を行う事業者が、譲渡・提供する全ての化学物質について分類を行い、危険性又は有害性等のある物質についてラベル表示やSDS交付を行う仕組みが整備されている。

また、近年、胆管がんや膀胱がんといった化学物質による重篤な健康障害が発生しているが、職業性疾病を疑わせる段階において、国がこうした事案を把握できる仕組みがないことから、事業者による自主的な情報提供等を端緒として、実態把握

や対策を講じることが必要な状況にある。

こうした状況の下、国際的な動向も踏まえ、化学物質の危険性又は有害性に関する情報提供の在り方や、化学物質による健康障害の発生が疑われる事案を国が把握できる仕組みを厚生労働省（以下「本省」という。）において検討することとしている。

このほか、石綿による健康障害の防止については、国内の石綿使用建築物の耐用年数から推計した解体棟数が、2017年の約6万棟から、2028年のピーク時には約10万棟まで増加することを踏まえ、対策の強化に取り組むことが必要な状況にある。

3 計画の重点事項

先に述べた安全衛生を取り巻く現状と対策の方向性を踏まえ、以下の6項目を重点事項とする。

- (1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
- (2) 過労死等の防止等、労働者の健康確保対策の推進
- (3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- (4) 疾病を抱える労働者等の健康確保対策の推進
- (5) 化学物質等による健康障害の防止対策の推進
- (6) 企業のマネジメントへの安全衛生の取込

4 重点施策ごとの具体的取組

(1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

ア 業種別・災害種別の重点対策の実施

(ア) 建設業における墜落・転落災害等の防止

- ・ 建設業においては、墜落・転落災害が死亡災害の半数を占める状況にあることから、高所作業における墜落時の衝撃を緩和するフルハーネス型安全帯の使用の徹底と、二丁掛け安全帯の使用の促進等を勧める「命綱GO活動」を引き続き展開する。
- ・ 全体として災害が減少傾向にある中、入職1年以内の未熟練者による災害には減少がみられないことや、建設従事者の高年齢化等も踏まえ、危険体感教育や現場送り出し教育等、それぞれの特性に応じた安全衛生教育の徹底を図るとともに、安全作業のキーマンとなる職長、安全衛生責任者の資質向上のため、能力向上教育に準じた教育受講を促進する。

- ・ 作業場所の巡視のみならず、元方事業者による積極的な現場指導の実施を促し、請負業者間の良好な関係構築のため、自主的な安全衛生活動の推進を図る。
- ・ 発注者、施工者、関係団体等が連携して設置している建設工事関係者連絡会議等の機会を捉え、発注工事への入札に当たり安全衛生への取組を評価する仕組みの導入を要請する。
- ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画（平成29年6月9日閣議決定）に基づき、国土交通省近畿地方整備局と連携し、施工段階の安全衛生に配慮した設計の普及、中小建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた支援等の施策を実施する。
- ・ 本省が検討するとしている「墜落・転落災害防止対策」、「解体工事における安全対策」等、新施策が示された際にはこれを積極的に推進する。

(イ) 製造業における施設、設備、機械等に起因する災害等の防止

- ・ 死亡災害や障害の残る災害につながりやすい、はさまれ・巻き込まれ災害、クレーン等災害、フォークリフト災害の防止を図るため、原因の究明と機械等の本質安全化について指導を行うとともに、災害防止対策の構築に当たり、リスクアセスメントとそれに基づくリスク低減措置の実施を指導する。
- ・ 本省が検討するとしている「製造時のリスクアセスメント等」、「高経年設備に係る対策」、「食料品製造業に対する職長教育の推進」等について、新施策が示された際には、これを積極的に推進する。

(2) 過労死等の防止対策等、労働者の健康確保対策等の推進

ア 労働者の健康確保対策の強化

(ア) 企業における健康確保措置の推進

- ・ 過重労働・メンタルヘルス対策等、労働者の心身の健康確保対策をこれまでになく推進する必要がある中、法定の健康診断やその結果を踏まえた就業上の措置のみならず、労働者の健康管理に関して、経営トップの取組方針の設定・表明等、企業の積極的な取組を促進する。また、労働者にも、自らも健康の保持増進に努めるよう啓発する。

(イ) 産業医・産業保健機能の強化

- ・ 事業場において、過重な長時間労働やメンタルヘルス不調等により過労死等のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、医師による面接指導や産業医・産業保健スタッフによる健康相談等を確実に実施する等、労働者の健康管理を徹底する。

- ・ 衛生委員会等の活性化を図るため、同委員会に産業医の参加を促すなどの取組を進める。
- ・ 本省が検討するとしている、「産業医の在り方に関する検討会報告書」や「衛生委員会の審議事項」等について、新施策が示された際には、その結果を踏まえ必要な対策を講じる。

イ 過重労働による健康障害防止対策の推進

- ・ 長時間労働の抑制により過重労働の防止を図るとともに、過重な労働による脳・心臓疾患等の発症のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、長時間労働者に対する健康確保措置として、医師による面接指導の対象者の見直しや労働時間の客観的な把握等、労働者の健康管理が強化されることから、新施策が示された際には、その内容を踏まえ必要な対策を講じる。
- ・ 常時 50 人未満の労働者を使用する事業場において、事業者自ら医師を選任し、面接指導を実施することが困難なときには、地域産業保健センターの活用を促進する。

ウ 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進

(ア) メンタルヘルス不調の予防

- ・ ストレスチェック制度について、①労働者には受検を義務付けていないもののストレスチェック制度の趣旨、目的及び個人情報について適切に情報管理がされていることを周知することで、労働者との信頼関係を築き、未受検者を無くするとともに、②高ストレスで、かつ医師による面接指導が必要とされた労働者が、医師の面接指導等を申し出しやすい職場環境づくりを構築し、③ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善に取り組むことにより、各事業場における総合的なメンタルヘルス対策を推進する。
- ・ 大阪産業保健総合支援センター（独立行政法人労働者健康安全機構）の支援等により、小規模事業場におけるストレスチェック制度の普及を含めたメンタルヘルス対策の取組を推進する。
- ・ 事業場におけるメンタルヘルス対策について、労働者の心の健康の保持増進のための指針（平成 18 年健康保持増進のための指針公示第 3 号 平成 27 年 11 月改正）に基づく取組を引き続き推進するとともに、特に、事業場外資源を含めた相談窓口を周知することにより、労働者が安心してメンタルヘルス等の相談を受けられる環境を整備する。

(イ) パワーハラスメント対策の推進

- ・ 労働者が健康で意欲を持って働けるようにするためには、労働時間の管理や

メンタルヘルス対策だけでなく、職場のパワーハラスメントを防止する必要があることから、働き方改革実行計画を受けて開催される有識者と労使関係者からなる検討会の検討結果を踏まえて、パワーハラスメント対策を推進する。

(ウ) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を活用した健康促進

- ・ 身体活動は、抑うつや不安の発生の予防、これらの症状の改善に有用であることが明らかになってきている。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により、広く国民のスポーツへの関心が高まることを踏まえ、スポーツ庁と連携して、スポーツ基本計画と連動した事業場における労働者の健康保持増進のための指針（昭和63年健康保持増進のための指針公示第1号）の見直しが本省において検討されることから、その結果に基づき運動実践を通じた労働者の健康増進を推進する。

エ 雇用形態の違いに関わらない安全衛生の推進

- ・ 雇用形態の違いに関わらず、安全衛生教育や健康診断、安全衛生委員会への参画等について適正に実施されるよう周知する。

オ 副業、兼業、テレワークの拡大への対応

- ・ 副業、兼業を行う労働者の健康確保のため、事業者が法令に基づく健康診断等の措置が必要な場合は適切に実施するよう周知していく。

また、それら労働者の健康管理が、一体的かつ継続的に管理されるような方策が本省において検討されることから、その結果を踏まえ必要な対策を講じる。

- ・ テレワークについては、労働者の健康確保措置のために必要な労働時間管理を適切に行うとともに、事業者が法令に基づく安全衛生教育、健康診断等を適切に実施するよう周知していく。

カ 過労死等の実態解明と防止対策に関する研究

- ・ 独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所の過労死等調査研究センターにおける過労死等の労災保険給付請求事案に係るデータの収集や調査分析等が継続され、引き続き疫学的な研究等を通じて過重労働と過労死等の相関等に関する客観的なデータの把握と分析が行われることから、その結果を踏まえた対策が示された際には、これを積極的に推進する。

(3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

ア 災害の件数が増加傾向にある又は減少がみられない業種等への対応

(ア) 第三次産業対策

- ・ 労働災害が増加傾向にある小売業、社会福祉施設及び飲食店については、個々

の店舗や施設において安全衛生に取り組む人員、権限、予算が限定的であり、本社・本部による労働災害防止対策への参画が求められることから、2014年度から実施している大阪百貨店協議会及び2017年度から実施している小売業及び飲食店の本社を対象とした連絡会議を継続的に実施するとともに、ショッピングセンター等大規模商業施設の管理組織に対し、引き続き労働災害防止について協力を求める。

- ・ 管理者及び各級に応じた教育の充実が必要であることから、本省が作成を予定している転倒災害防止に係るeラーニング教材を活用する等により、関係労働者の災害防止に係る意識の向上を図る。
- ・ 社会福祉施設については、自治体に設置されている各地区の社会福祉協議会への働きかけを積極的に行い、同協議会と連携した対策を実施する。
- ・ 経営トップに対する意識啓発や安全の見える化による考動（考えて行動する）の啓発、リスクアセスメントによる設備改善、KY活動等による危険感受性の向上のための働きかけに取り組む。
- ・ 社会福祉施設については、安全衛生教育の徹底に加え、作業の前後、休憩時間等にストレッチを行わせるなど腰痛予防対策に取り組む。

(イ) 陸上貨物運送事業対策

- ・ 陸上貨物運送事業における労働災害の3分の2が荷役作業時に発生していることから、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン（平成25年3月25日付け基発0325第1号。以下「荷役作業における安全ガイドライン」という。）に基づき、陸上貨物運送事業労働災害防止協会大阪府支部と連携し、保護帽の着用等基本的な安全対策の徹底を図る。
- ・ 国土交通省近畿運輸局と連携し、荷主事業者に対し、長時間の荷待ち時間の削減や荷役施設・設備の改善、荷役作業の安全担当者の配置等について支援を要請する。
- ・ 本省が検討するとしている「荷役作業従事者への安全衛生教育」、「荷役作業における安全ガイドラインの見直しを含む荷役対策」等について、新施策が示された際には、これを積極的に推進する。

(ウ) 転倒災害の防止

- ・ 死傷災害の2割強を占める転倒災害については、4S（整理、整頓、清掃、清潔）、安全の見える化、作業内容に適した防滑靴の着用等の取組の促進を図るとともに、本省が作成予定の転倒災害防止に係るeラーニング教材を提供する等、事業者に対する支援を行う。

- ・ 高齢者については、一般的に加齢に伴う身体機能の低下で発生リスクが高まることから、これを予防するためのストレッチや転倒予防のための体操の周知・普及を図る。

(エ) 腰痛の予防

- ・ 職業性疾病の約7割を占める腰痛について、安全衛生教育の確実な実施に加え、ストレッチを中心とした腰痛予防体操を推進する。
- ・ 地方自治体と連携し、介護等の施設管理者と現場職員を対象としたセミナーへの参加等を推奨するとともに、介護労働者の身体的負担軽減を図る介護機器の導入促進を図る。
- ・ 荷物の積み卸し等の定型的な重筋業務を行う場合にも、身体への負担を軽減する機械等の普及を図る方策が、本省において検討されることから、その結果を踏まえ必要な対策を講じるとともに、陸上貨物運送事業労働災害防止協会大阪府支部と連携し周知を図る。

(オ) 熱中症の予防

- ・ 熱中症の予防については、①暑熱な環境になる早い時期から計画的に対策に着手すること、②夏季休暇後に熱中症が発生しやすいため、夏季休暇後の熱への順化対策が重要であること、③暑熱な環境下においては、職場における予防意識の高揚が必要であること等について労使の理解を促進する。
- ・ 熱中症予防対策について、十分な休養や水分、塩分の補給等の対策を講じさせ、作業員本人が体調不良を自覚し、異変を申し出しやすい環境を作るよう啓発する。
- ・ JIS規格に適合したWBGT値測定器を普及させるとともに、夏季の屋外作業や高温多湿な屋内作業場については、WBGT値の測定とその結果に基づき、休憩の確保、水分・塩分の補給、クールベストの着用等の必要な措置が取られるよう推進する。
- ・ 熱中症予防対策の理解を深めるために、建設業等における先進的な取組の紹介や労働者等向けの教育ツールが本省から提供された際には、積極的に普及を図る。

(カ) 交通労働災害対策

- ・ バス、トラック、タクシー等の事業用自動車を保有する事業場に対する道路運送法、貨物自動車運送事業法により選任される運行管理者の講習（2年ごと）に際し、国土交通省近畿運輸局と連携して、交通労働災害防止のための教育を推進する。

- ・ 交通労働災害については、バス、トラック、タクシー等の事業場以外の事業場でも発生していることを踏まえ、大阪府警察本部と連携し、あらゆる業種の業界団体に対し、実効ある交通労働災害防止対策が展開されるよう働きかける。特に近年、新聞販売店等サービス業における交通死亡災害が増加傾向にあることから、業界団体との連携等、集団的手法による交通労働災害防止対策を図る。

(キ) 職場における「安全の見える化」の推進

- ・ 12次防期間に収集した安全見える化事例を編集することにより、業種別「安全見える化事例集」を作成し、簡易かつ安価な災害防止対策として、周知啓発する。
- ・ 多様な働き方がみられる中、派遣労働者、若年労働者や未熟練労働者が現に就労する事業場での知識・経験の程度に関わらず、また、外国人労働者が日本語の理解度に関わらず、安心して働ける職場を実現していけるよう、労働災害防止に関する標識、掲示等の普及を推進する。

イ 高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者、障害者である労働者の労働災害の防止

- ・ 高年齢労働者、非正規雇用労働者等においては、身体機能の低下や作業に不慣れなことなどによる災害の発生が懸念されることから、雇入れ時教育や危険体感教育等、それぞれの特性に応じた教育の実施を推進する。
- ・ 本省が検討するとしている「高年齢労働者対策」、「非正規雇用労働者対策」、「外国人労働者、技能実習生対策」、「障害を有する労働者対策」について、新施策が示された際には、これを積極的に推進する。

ウ 個人請負等の労働者の範疇に入らない者への対応

- ・ 建設業における一人親方等については、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画に基づき、その業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生教育の実施など、本省において必要な対策が検討されることから、その結果を踏まえ新施策が示された際には、これを積極的に推進する。

エ 技術革新への対応

- ・ 近い将来、A I（人工知能）やG P S技術を活用した新しい機械や産業用ロボットの導入が見込まれ、こうした技術革新を見越した上で、人と機械の安全な協働の方策等について、本省が検討していることから、新施策が示された際には、これを積極的に推進する。

(4) 疾病を抱える労働者等の健康確保対策の推進

ア 企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進

- ・ 疾病を抱える労働者の就労の継続に当たっては、職場において就業上の措置や治療に対する配慮が適切に行われる必要がある。このため、健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（平成8年健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針公示第1号）、事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン（平成28年2月23日基発第0223第5号等。以下「両立支援ガイドライン」という。）の周知啓発を図り、企業の意識改革及び支援体制の整備を促進する。
- ・ 地方自治体、関係団体等で構成する大阪府地域両立支援推進チームの活動等を通して、企業、医療機関等関係者の具体的連携を推進する。
- ・ 両立支援ガイドラインに基づく事業者と医療機関の連携を一層強化するため、企業向け、医療機関向けマニュアル等が引き続き作成されることから、大阪産業保健総合支援センターにおける研修の実施等を通じて普及を図る。
- ・ 治療と職業生活の両立支援は、疾病を抱えた労働者本人からの支援の申出を受けた事業者への支援に加え、治療やその間の各種支援を担う医療機関等とも連携をした総合的な支援の仕組みづくりを進めるため、引き続き産業保健総合支援センター等に配置される「両立支援コーディネーター」の活用を促進する。

イ せき髄に損傷を負った労働者等の職場復帰支援

- ・ 労災病院のリハビリテーション機関等において、実施される研究成果を踏まえ、せき髄に損傷を負った労働者等の治療と仕事の両立について、障害者雇用施策との連携など、国の支援策の在り方が本省において検討されることから、その結果を踏まえ必要な対策を講じる。

(5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

ア 化学物質による健康障害防止対策

(ア) 化学物質による健康障害防止対策

- ・ 近年、胆管がん事案、膀胱がん事案等、がん等の遅発性の健康障害が発生したことに鑑み、化学物質による健康障害を効果的に防止するための対策が重要な課題となっていることから、化学物質譲渡・提供者に係る基礎資料の整備を進める。
- ・ 危険性又は有害性が判明していない化学物質が安易に用いられないようにするため、有害のおそれがあるとみなして必要な対策を講じることや化学物質の有害性情報を理解し、適切な措置が講じられるよう指導する。

- ・ 特定化学物質障害予防規則等の特別規則による健康障害防止措置の実施や、ラベル表示及び SDS 交付の対象としている物質は 663 物質であるが、その他の多くの化学物質については、健康障害防止措置が義務付けられていない。こうした中で、663 物質以外の化学物質が、その危険性や有害性が情報伝達されないうままに、規制対象物質の代替品として用いられる動きも認められる。

このような状況を踏まえ、ラベル表示及び SDS 交付の在り方について、本省において検討されることから、その結果を踏まえ必要な対策を講じる。

(イ) リスクアセスメントの結果を踏まえた作業等の改善

- ・ 本省が、見直しや検討するとしている「作業改善の実効をあげるための支援策」、「ラベル表示・通知義務対象物質」、「作業態様に応じた測定・評価方法」、「総合的な健康確保対策が講じられる方策」、「化学物質の有害情報の的確な把握」、「がん等の遅発性の健康障害の把握」等について、新施策が示された際には、これを積極的に推進する。

(ウ) 化学物質を取り扱う労働者への安全衛生教育の充実

- ・ 事業者による化学物質管理を実効あるものとするためには、労働者が化学物質の危険性又は有害性等やばく露防止の方法等を正しく理解することが重要である。このため、雇い入れ時教育等の安全衛生教育について、その内容の充実が本省において検討されることから、その結果を踏まえ必要な対策を講じる。

イ 石綿による健康障害防止対策

(ア) 解体等作業における石綿ばく露防止

- ・ 石綿が用いられている建築物の老朽化による解体工事の増加が見込まれる中、石綿の使用の有無の調査が十分に行われないうまま、解体工事が施工される事例等が報告されている。このため、発注者、施工者、関係団体等が連携して設置している建設工事関係者連絡会議等の機会を捉え、事業者による石綿の使用の事実の把握漏れ防止の徹底や適切な石綿ばく露防止対策について周知する。
- ・ 労働安全衛生法に基づく届出等がなされていない工事や管理上問題が認められる事業場について、届出や石綿ばく露防止対策等を徹底させる。
- ・ 大規模地震等の自然災害が発生した際には、被災建築物等のがれきの撤去作業や被災建築物等の解体工事において石綿ばく露防止が円滑に図られるよう、環境省のマニュアルも踏まえつつ、被災状況にも応じた指導・周知等の対応を行うとともに、マスクや手袋等の保護具の円滑な確保等、ばく露防止対策の推進を図る。

(イ) 労働者の石綿等の化学物質の取扱履歴等の記録の保存

- ・ 石綿をはじめとした化学物質による健康障害は、長期間経過後に発生することがあることから、事業者は個々の労働者のばく露の状況等を継続的に把握し、保存しておくことが必要である。このため、事業の廃止後も含め、こうした情報が確実に保存されるようにあらゆる機会を捉えて周知する。

ウ 受動喫煙防止対策

- ・ 受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るための啓発や事業者に対する効果的な支援の実施に加え、換気等による有害物質濃度の低減や、清掃時の保護具の着用等による効果について、本省が実施する検証結果を踏まえ、受動喫煙防止対策を普及・促進する。

エ 電離放射線による健康障害防止対策

- ・ 東京電力福島第一原子力発電所での緊急作業に従事した労働者に対して、メンタルヘルスケアを含めた健康相談の実施等の長期的な健康管理対策を着実に実施する。
- ・ 医療従事者の被ばく線量管理及び被ばく低減対策の徹底を図るとともに、被ばく線量の測定結果の記録等の保存について、管理の徹底を図る。

オ 粉じん障害防止対策

- ・ 粉じんばく露作業に伴う労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則その他関係法令の遵守のみならず、第9次粉じん障害防止総合対策に基づき、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進する。
- ・ ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策の実効を期すため、工事発注者に対し、施工者、関係団体等が連携して設置している建設工事関係者連絡会議等を通じて、「ずい道等建設工事における粉じん対策の推進について」（平成12年12月26日付け基発第768号の2）において示された「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」に基づく措置について要請等を行う。

(6) 企業のマネジメントへの安全衛生の取込

- ・ 労働災害防止には、企業の経営トップ等の関与が重要であることから、企業のマネジメントの中へ安全衛生を位置付けることを推奨していくとともに、労働者の安全衛生に関するトップの取組方針の設定・表明等、積極的な取組を推進する。